議案第１３７号

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第１条　相模原市一般職の給与に関する条例(昭和２６年相模原市条例第１１号)の一部を次のように改正する。

第５条の２第１項中「２５３，１００円」を「２５３，８００円」に改める。

第１４条の４第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第１４条の７第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６３．７５」に改め、同項第３号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１(第３条関係)

行政職給料表(１)

職員＼職務	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級

の区分	＼の級 号給									
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,500	247,700	284,000	327,600	347,000	384,400	434,800	487,300	542,200
	2	202,600	248,800	285,000	329,200	348,900	386,100	436,700	492,500	548,900
	3	203,800	250,000	286,000	330,700	350,700	387,800	438,400	497,400	554,000
	4	204,900	251,200	287,000	332,200	352,600	389,500	439,900	502,200	558,200
	5	206,000	252,400	288,000	333,700	354,600	391,300	441,700	506,300	561,600
	6	207,100	253,800	289,000	335,300	356,400	393,100	443,500	509,700	564,800
	7	208,200	255,200	290,000	337,000	358,300	394,900	445,300	512,600	567,700
	8	209,300	256,600	291,000	338,800	360,200	396,700	447,100	515,100	570,200
	9	210,400	257,600	291,800	340,100	362,000	398,500	448,900	517,100	572,200
	10	212,100	258,700	292,800	341,900	363,800	400,300	450,400		
	11	213,800	259,900	293,800	343,600	365,700	402,200	451,900		
	12	215,500	260,900	294,800	345,400	367,600	403,800	453,500		
	13	217,000	261,800	295,800	346,400	369,300	405,500	455,000		
	14	218,700	263,000	296,800	348,200	371,000	407,100	456,300		
	15	220,400	264,100	298,000	350,000	372,700	408,800	457,600		
	16	222,100	265,300	299,200	351,700	374,300	410,500	458,800		
	17	223,600	266,600	300,300	352,900	375,800	412,000	460,000		
	18	225,200	267,700	301,600	354,600	377,400	413,600	461,300		
	19	226,900	268,800	302,900	356,400	379,000	415,300	462,600		
	20	228,600	269,800	304,200	358,100	380,600	416,700	463,800		
	21	230,100	270,700	305,200	359,100	382,100	418,500	465,000		
	22	231,900	271,900	306,400	360,900	383,600	419,900	465,800		
	23	233,700	273,100	307,700	362,700	385,100	421,400	466,600		
	24	235,500	274,100	309,100	364,500	386,600	422,900	467,400		
	25	237,200	275,200	310,300	365,500	388,400	424,200	468,000		
	26	238,600	276,200	311,800	367,100	390,100	425,400	468,700		
	27	240,000	277,200	313,400	368,700	391,900	426,600	469,400		
	28	241,400	278,200	315,000	370,400	393,600	427,700	470,100		

	29	242,600	278,900	316,400	371,600	395,000	428,700	470,900			
	30	243,700	279,600	317,900	373,400	396,200	429,900	471,700			
	31	244,700	280,200	319,100	375,100	397,500	431,100	472,100			
	32	245,700	280,800	320,600	377,000	398,800	432,200	472,800			
	33	246,800	281,600	321,800	377,900	400,100	432,900	473,300			
	34	247,900	282,400	323,200	379,200	401,000	433,600	473,700			
	35	248,900	283,100	324,500	380,700	402,100	434,300	474,100			
	36	249,900	283,800	325,900	382,100	403,100	435,000	474,500			
	37	250,900	284,500	327,200	383,400	403,700	435,600	474,900			
	38	251,700	285,400	328,400	384,200	404,600	436,200	475,200			
	39	252,500	286,100	329,500	385,400	405,500	436,700	475,500			
	40	253,400	286,800	330,600	386,300	406,300	437,000	475,800			
	41	254,100	287,600	331,700	387,200	407,000	437,300	476,100			
	42	254,800	288,400	332,800	388,300	407,800	437,600	476,400			
	43	255,500	289,100	333,800	389,100	408,600	437,900	476,700			
	44	256,100	290,000	335,000	390,100	409,400	438,200	477,000			
	45	256,600	290,800	335,900	390,900	409,900	438,300	477,300			
	46	257,100	291,600	337,200	391,600	410,600	438,500				
	47	257,600	292,500	338,500	392,300	411,200	438,800				
	48	258,100	293,300	339,900	392,900	411,900	439,100				
	49	258,800	294,200	341,200	393,300	412,300	439,300				
	50	259,300	295,000	342,700	393,900	412,900	439,600				
	51	259,900	295,900	344,200	394,600	413,500	439,800				
	52	260,400	296,800	345,600	395,300	414,200	440,000				
	53	260,700	297,500	346,900	395,600	414,500	440,100				
	54	261,200	298,200	347,800	396,200	415,100	440,300				
	55	261,700	299,000	348,900	396,800	415,700	440,600				
	56	262,100	299,800	350,000	397,500	416,300	440,800				
	57	262,400	300,600	350,700	397,800	416,700	441,000				
定年前	58	262,900	301,300	351,400	398,300	417,300	441,200				
	59	263,300	302,100	352,200	399,000	417,800	441,400				

再任用短時間勤務職員以外の職員	60	263,800	302,900	352,900	399,600	418,400	441,600				
	61	264,100	303,600	353,800	399,900	418,700	441,800				
	62	264,600	304,200	354,200	400,400	419,200	442,000				
	63	265,100	304,700	354,800	401,100	419,700	442,200				
	64	265,500	305,400	355,500	401,700	420,200	442,400				
	65	265,900	306,000	356,300	402,100	420,600	442,600				
	66	266,300	306,700	357,000	402,600	421,200	442,800				
	67	266,700	307,300	357,700	403,200	421,700	443,000				
	68	267,100	307,900	358,400	403,700	422,300	443,100				
	69	267,500	308,400	358,800	404,100	422,700	443,200				
	70	267,900	309,100	359,400	404,700	423,100	443,400				
	71	268,300	309,700	359,900	405,200	423,500	443,600				
	72	268,600	310,400	360,500	405,500	423,900	443,700				
	73	268,900	311,000	360,800	405,900	424,200	443,800				
	74	269,300	311,300	361,200	406,400	424,500					
	75	269,700	311,600	361,500	406,700	424,800					
	76	270,100	312,000	362,000	407,100	425,000					
	77	270,500	312,200	362,400	407,500	425,200					
	78	270,900	312,400	362,900	408,000	425,400					
	79	271,300	312,600	363,400	408,400	425,600					
	80	271,700	312,900	363,900	408,800	425,700					
	81	272,100	313,100	364,200	409,000	425,900					
	82	272,500	313,300	364,600	409,300	426,100					
	83	272,900	313,700	365,100	409,600	426,300					
	84	273,300	313,900	365,500	409,800	426,400					
	85	273,700	314,200	365,800	410,100	426,600					
	86	274,100	314,400	366,200							
	87	274,500	314,700	366,700							
	88	274,900	315,100	367,100							
	89	275,300	315,300	367,300							
	90	275,700	315,700	367,700							

	91	276, 000	316, 000	368, 200							
	92	276, 300	316, 300	368, 600							
	93	276, 600	316, 500	368, 800							
	94		316, 700	369, 000							
	95		317, 000	369, 400							
	96		317, 400	369, 700							
	97		317, 600	370, 000							
	98		317, 900	370, 400							
	99		318, 200	370, 800							
	100		318, 600	371, 200							
	101		318, 800	371, 700							
	102		319, 000	372, 100							
	103		319, 400	372, 500							
	104		319, 700	372, 900							
	105		319, 900	373, 400							
	106		320, 200	373, 800							
	107		320, 600	374, 100							
	108		320, 900	374, 400							
	109		321, 100	374, 800							
	110		321, 400								
	111		321, 800								
	112		322, 100								
	113		322, 300								
	114		322, 500								
	115		322, 800								
	116		323, 200								
	117		323, 400								
	118		323, 600								
	119		323, 900								
	120		324, 200								
	121		324, 500								

	122		324,700							
	123		325,000							
	124		325,300							
	125		325,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,600	246,800	292,100	315,500	336,300	364,500	406,000	443,100	500,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,400	232,100	255,600	292,200	326,000
	2	200,800	233,300	256,700	293,100	327,500
	3	202,400	234,500	257,700	294,000	329,000
	4	203,900	235,800	258,900	294,900	330,500
	5	205,300	236,800	260,200	295,700	331,700
	6	206,700	237,800	261,600	296,500	332,900
	7	208,000	238,800	262,900	297,300	334,200
	8	209,200	239,700	264,000	298,100	335,300
	9	210,400	240,600	264,700	298,700	336,600
	10	211,700	241,300	265,600	299,400	337,900
	11	213,000	242,100	266,500	299,900	339,200
	12	214,300	242,700	267,100	300,500	340,600
	13	215,500	243,400	267,700	300,900	341,600
	14	216,800	243,900	268,300	301,700	342,600
	15	218,100	244,500	269,000	302,500	343,500
	16	219,300	245,100	269,600	303,000	344,600

	17	220, 500	245, 700	270, 100	303, 400	345, 700
	18	221, 700	246, 200	270, 700	304, 200	347, 100
	19	222, 900	246, 800	271, 400	305, 000	348, 500
	20	224, 100	247, 400	272, 100	305, 700	349, 800
	21	225, 200	247, 900	272, 600	306, 200	351, 300
	22	226, 300	248, 500	273, 200	306, 800	352, 400
	23	227, 400	249, 100	273, 900	307, 400	353, 500
	24	228, 500	249, 700	274, 500	308, 200	354, 600
	25	229, 600	250, 200	275, 000	308, 500	355, 600
	26	230, 600	250, 800	275, 800	309, 300	356, 300
	27	231, 600	251, 300	276, 700	310, 000	357, 300
	28	232, 600	251, 900	277, 600	310, 500	358, 200
	29	233, 700	252, 500	278, 300	311, 100	359, 100
	30	234, 800	253, 100	279, 200	311, 800	360, 100
	31	235, 800	253, 700	279, 900	312, 600	361, 000
	32	237, 000	254, 200	280, 800	313, 400	361, 800
	33	237, 900	254, 800	281, 500	313, 700	362, 700
	34	238, 600	255, 400	282, 400	314, 000	363, 700
	35	239, 000	256, 000	283, 200	314, 300	364, 600
	36	239, 600	256, 500	284, 000	314, 800	365, 600
	37	240, 100	257, 100	284, 900	315, 400	366, 500
	38	240, 500	257, 700	285, 600	316, 200	367, 500
	39	240, 800	258, 200	286, 400	317, 100	368, 500
	40	241, 300	258, 800	287, 200	318, 000	369, 500
	41	241, 900	259, 400	288, 000	318, 400	370, 500
	42	242, 400	259, 900	288, 700	319, 200	371, 400
	43	243, 200	260, 400	289, 400	320, 000	372, 300
	44	243, 800	261, 000	290, 100	320, 900	373, 100
	45	244, 000	261, 600	290, 800	321, 500	373, 900
	46	244, 500	262, 100	291, 500	322, 000	374, 600
	47	244, 900	262, 700	292, 200	322, 500	375, 400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	48	245,400	263,200	292,900	323,300	376,100
	49	245,500	263,800	293,500	323,900	376,800
	50	245,900	264,300	294,300	324,600	377,600
	51	246,200	264,900	295,100	325,300	378,300
	52	246,400	265,500	295,900	325,900	379,000
	53	246,600	266,000	296,700	326,600	379,700
	54	246,700	266,500	297,400	327,300	380,400
	55	246,800	267,100	298,200	328,100	381,100
	56	246,900	267,700	299,000	328,700	381,700
	57	247,000	268,300	299,800	329,300	382,300
	58	247,100	268,800	300,600	330,000	382,800
	59	247,200	269,400	301,400	330,700	383,300
	60	247,300	270,000	302,200	331,400	383,800
	61	247,400	270,600	303,000	331,900	384,000
	62	247,500	271,200	303,700	332,300	384,200
	63	247,600	271,800	304,300	332,900	384,400
	64	247,800	272,300	304,900	333,500	384,600
	65	248,100	272,800	305,500	334,100	384,700
	66	248,500	273,300	306,100	334,400	
	67	248,900	273,800	306,700	334,900	
	68	249,400	274,300	307,300	335,400	
	69	250,000	274,800	307,900	335,700	
	70	250,300	275,200	308,500	336,100	
	71	250,600	275,500	309,100	336,600	
	72	250,700	275,800	309,800	337,000	
	73	250,900	276,000	310,400	337,200	
	74	251,200	276,300	310,700	337,500	
	75	251,500	276,700	311,000	337,800	
	76	251,900	277,200	311,400	338,100	
	77	252,100	277,500	311,800	338,400	
	78	252,300	277,900	312,100	338,600	

	79	252, 500	278, 400	312, 600	338, 900	
	80	252, 700	278, 900	313, 100	339, 200	
	81	253, 100	279, 200	313, 500	339, 400	
	82	253, 500	279, 500	314, 100	339, 800	
	83	253, 900	279, 800	314, 700	340, 100	
	84	254, 200	280, 100	315, 300	340, 300	
	85	254, 800	280, 300	315, 600	340, 400	
	86	255, 300	280, 400	316, 100	340, 700	
	87	255, 900	280, 700	316, 600	340, 900	
	88	256, 500	281, 000	317, 000	341, 200	
	89	256, 800	281, 200	317, 400	341, 400	
	90	257, 300	281, 300	317, 900	341, 600	
	91	257, 800	281, 700	318, 400	341, 800	
	92	258, 200	281, 900	318, 900	342, 000	
	93	258, 400	282, 200	319, 200	342, 100	
	94	258, 700	282, 600	319, 500	342, 300	
	95	259, 200	282, 900	320, 100	342, 400	
	96	259, 700	283, 200	320, 600	342, 500	
	97	260, 000	283, 400	321, 000	342, 600	
	98	260, 500	283, 700	321, 400	342, 700	
	99	261, 000	283, 900	321, 700	342, 800	
	100	261, 500	284, 200	322, 000	342, 900	
	101	261, 800	284, 500	322, 300	343, 000	
	102	262, 200	284, 700	322, 700	343, 100	
	103	262, 600	285, 000	323, 100	343, 200	
	104	263, 000	285, 300	323, 500	343, 300	
	105	263, 400	285, 500	323, 800	343, 400	
	106		285, 700	324, 200	343, 500	
	107		286, 000	324, 600	343, 600	
	108		286, 200	324, 900	343, 700	
	109		286, 500	325, 100	343, 800	

	110		286,800	325,300	343,900	
	111		287,100	325,600	344,000	
	112		287,300	325,800		
	113		287,500	326,000		
	114		287,800	326,300		
	115		288,000	326,600		
	116		288,200	326,800		
	117		288,500	327,000		
	118		288,800	327,300		
	119		289,100	327,600		
	120		289,400	327,800		
	121		289,600	328,000		
	122		289,800	328,300		
	123		290,100	328,600		
	124		290,400	328,800		
	125		290,600	329,000		
	126		290,800	329,300		
	127		291,100	329,600		
	128		291,400	329,800		
	129		291,600	330,000		
	130		291,800			
	131		292,100			
	132		292,400			
	133		292,600			
	134		292,800			
	135		293,100			
	136		293,400			
	137		293,600			
定年前再任用短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円

間勤務職員		225,200	236,300	256,900	279,700	314,900

備考　この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	221,400	241,600	275,500	312,500	352,000	386,500	418,100	479,200
	2	223,700	243,600	276,900	313,600	354,100	388,400	419,900	483,200
	3	225,900	245,400	278,100	314,800	356,200	390,600	421,500	486,800
	4	228,200	247,300	279,400	315,900	358,100	392,600	423,000	489,800
	5	230,400	249,400	280,700	317,100	359,900	394,500	424,000	492,300
	6	232,600	251,800	282,100	318,500	361,700	396,200	425,800	494,100
	7	234,900	254,300	283,400	319,600	363,700	397,700	427,300	495,400
	8	237,100	256,700	284,600	320,800	365,600	399,500	429,200	496,500
	9	239,100	259,200	286,000	322,000	367,200	401,300	430,700	497,400
	10	241,100	260,700	287,300	323,400	369,100	402,900	432,500	
	11	243,100	262,400	288,600	324,800	370,900	404,800	434,400	
	12	245,100	264,000	290,000	326,400	372,800	406,500	436,400	
	13	247,000	265,400	291,100	327,800	374,800	408,200	437,800	
	14	249,100	266,900	292,500	329,500	376,600	410,100	439,500	
	15	251,500	268,300	293,800	331,200	378,600	411,700	441,100	
	16	253,800	269,800	295,100	332,800	380,400	413,400	442,600	
	17	256,000	271,400	296,300	334,500	382,200	415,000	444,400	
	18	257,500	272,500	297,300	336,200	383,900	416,800	445,800	
	19	259,100	273,600	298,500	337,800	385,700	418,500	447,300	
	20	260,600	274,700	299,500	339,500	387,500	420,100	448,800	
	21	262,100	275,800	300,300	341,400	389,400	421,700	450,000	
	22	263,600	277,000	301,200	343,000	391,200	423,500	451,400	
	23	265,100	278,200	302,000	344,500	392,600	425,600	452,800	

24	266, 600	279, 400	303, 000	346, 100	394, 300	427, 500	454, 300	
25	268, 200	280, 700	303, 600	347, 500	396, 000	428, 700	455, 800	
26	269, 300	282, 000	304, 200	348, 800	397, 600	430, 100	457, 100	
27	270, 300	283, 300	304, 800	350, 100	399, 300	431, 400	458, 400	
28	271, 300	284, 600	305, 400	351, 500	400, 900	432, 600	459, 500	
29	272, 700	285, 500	306, 000	352, 900	402, 400	434, 100	460, 600	
30	274, 100	286, 400	306, 600	354, 300	404, 000	435, 000	461, 400	
31	275, 400	287, 600	307, 100	355, 800	405, 600	436, 000	462, 200	
32	276, 700	288, 900	307, 700	357, 400	407, 200	436, 900	463, 100	
33	278, 200	289, 800	308, 200	358, 300	408, 800	437, 800	463, 600	
34	279, 400	290, 700	308, 800	359, 900	410, 500	438, 800	464, 300	
35	280, 500	291, 400	309, 500	361, 500	412, 200	439, 800	465, 000	
36	281, 700	292, 300	310, 300	363, 000	413, 900	440, 800	465, 800	
37	282, 900	293, 200	311, 300	364, 400	415, 200	441, 800	466, 200	
38	284, 100	293, 900	312, 300	365, 700	416, 800	442, 600	466, 700	
39	285, 300	294, 700	313, 100	367, 100	418, 400	443, 300	467, 400	
40	286, 500	295, 400	314, 100	368, 300	420, 000	444, 000	467, 900	
41	287, 400	296, 000	315, 000	369, 600	421, 400	444, 400	468, 400	
42	288, 200	296, 700	315, 900	370, 800	422, 300	445, 100	469, 000	
43	289, 000	297, 400	316, 900	372, 200	423, 400	445, 800	469, 400	
44	289, 800	298, 100	318, 000	373, 500	424, 400	446, 400	470, 000	
45	290, 600	299, 100	319, 200	374, 600	425, 400	447, 000	470, 600	
46	291, 400	299, 800	320, 200	376, 000	426, 500	447, 500	470, 700	
47	292, 200	300, 500	321, 200	377, 200	427, 500	447, 900	470, 800	
48	293, 000	301, 200	322, 500	378, 400	428, 700	448, 200	471, 000	
49	293, 700	301, 800	323, 500	379, 500	429, 500	448, 300	471, 400	
50	294, 500	302, 400	324, 500	380, 700	430, 300	448, 500	471, 500	
51	295, 200	303, 000	325, 700	382, 000	431, 200	448, 700	471, 600	
52	296, 100	303, 700	326, 900	383, 300	432, 000	448, 900	471, 800	
53	296, 800	304, 400	328, 100	384, 500	432, 300	449, 000	472, 000	
54	297, 600	305, 100	329, 300	385, 800	433, 000	449, 200	472, 100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	55	298,400	305,900	330,500	386,900	433,600	449,400	472,300	
	56	299,300	306,900	331,600	388,200	434,300	449,600	472,500	
	57	299,900	307,800	332,900	389,100	434,500	449,700	472,700	
	58	300,700	308,700	334,000	390,200	435,100	449,900	472,900	
	59	301,400	309,400	335,200	391,400	435,600	450,000	473,200	
	60	302,300	310,100	336,400	392,700	436,200	450,100	473,400	
	61	303,000	311,000	337,600	394,000	436,600	450,300	473,600	
	62	303,800	312,000	338,800	395,100	437,200	450,500	473,800	
	63	304,500	313,100	340,000	396,300	437,700	450,600	473,900	
	64	305,300	314,100	341,100	397,500	438,200	450,800	474,000	
	65	306,000	315,100	342,100	398,800	438,700	451,200	474,100	
	66	306,800	316,100	343,100	400,000	439,200	451,400	474,300	
	67	307,500	317,200	344,200	401,100	439,600	451,600	474,500	
	68	308,200	318,200	345,400	402,200	440,100	451,800	474,600	
	69	308,800	319,200	346,300	403,400	440,600	451,900	474,700	
	70	309,700	320,200	347,600	404,600	441,000	452,100		
	71	310,400	321,200	348,800	405,800	441,600	452,400		
	72	311,200	322,300	350,100	406,900	442,000	452,600		
	73	311,900	323,300	351,300	408,000	442,600	452,800		
	74	312,700	324,300	352,600	408,500	443,200	453,000		
	75	313,400	325,200	353,900	409,100	443,700	453,100		
	76	314,200	326,200	355,000	409,700	444,300	453,200		
	77	314,900	327,300	356,200	410,200	444,800	453,300		
	78	315,700	328,300	357,600	410,700	445,100	453,600		
	79	316,400	329,300	358,800	411,200	445,400	453,800		
	80	317,300	330,300	360,100	411,800	445,700	453,900		
	81	318,000	331,200	361,400	412,100	446,000	454,000		
	82	318,800	332,200	362,700	412,500	446,200			
	83	319,500	333,100	364,000	413,100	446,400			
	84	320,300	334,100	365,300	413,600	446,500			
	85	321,000	335,000	366,700	413,900	446,800			

	86	321, 800	336, 100	367, 800	414, 300					
	87	322, 500	337, 000	369, 100	414, 900					
	88	323, 300	337, 900	370, 500	415, 400					
	89	323, 900	338, 700	371, 900	415, 800					
	90	324, 700	339, 600	373, 400	416, 300					
	91	325, 400	340, 500	374, 800	416, 900					
	92	326, 100	341, 500	376, 200	417, 400					
	93	326, 700	342, 400	377, 400	417, 700					
	94	327, 500	343, 400	378, 600	418, 000					
	95	328, 100	344, 400	379, 800	418, 500					
	96	328, 800	345, 400	381, 000	418, 700					
	97	329, 400	346, 400	382, 000	418, 900					
	98	330, 100	347, 500	383, 100	419, 200					
	99	330, 700	348, 500	384, 100	419, 300					
	100	331, 400	349, 500	385, 400	419, 500					
	101	332, 100	350, 500	386, 500	419, 700					
	102	332, 900	351, 600	387, 100	420, 000					
	103	333, 600	352, 600	387, 700	420, 300					
	104	334, 400	353, 600	388, 300	420, 600					
	105	335, 200	354, 600	388, 800	420, 800					
	106	335, 800	355, 700	389, 300	421, 100					
	107	336, 500	356, 600	389, 900	421, 400					
	108	337, 100	357, 700	390, 400	421, 600					
	109	337, 700	358, 700	390, 900	421, 900					
	110	338, 300	359, 700	391, 400	422, 200					
	111	339, 000	360, 600	392, 000	422, 500					
	112	339, 600	361, 600	392, 500	422, 800					
	113	340, 300	362, 600	392, 900	423, 100					
	114	340, 900	363, 400	393, 400	423, 300					
	115	341, 600	364, 300	394, 000	423, 600					
	116	342, 300	365, 300	394, 600	423, 900					

	117	342,800	366,500	394,700	424,200				
	118	343,500	367,000	395,100					
	119	344,100	367,600	395,700					
	120	344,800	368,200	396,000					
	121	345,300	368,700	396,600					
	122	345,800	369,000	397,100					
	123	346,400	369,500	397,500					
	124	346,800	369,900	398,100					
	125	347,000	370,400	398,300					
	126		370,800	398,800					
	127		371,300	399,200					
	128		371,600	399,700					
	129		372,100	400,000					
	130		372,600	400,500					
	131		373,200	400,700					
	132		373,500	401,000					
	133		373,900	401,300					
	134		374,400	401,700					
	135		374,700	402,100					
	136		375,100	402,600					
	137		375,400	402,800					
	138		375,700						
	139		376,000						
	140		376,600						
	141		376,800						
	142		377,200						
	143		377,600						
	144		378,000						
	145		378,200						
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		円 267,600	円 280,500	円 287,800	円 330,000	円 350,900	円 367,700	円 390,000	円 429,800

備考　この表は、消防職員（消防局長を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	

	54	429, 500	505, 700	563, 500	
	55	429, 800	506, 300	564, 400	
	56	430, 200	506, 900	565, 300	
	57	430, 500	507, 200	566, 100	
	58	430, 800	507, 800	566, 900	
	59	431, 100	508, 400	567, 700	
	60	431, 400	509, 100	568, 400	
	61	431, 800	509, 500	569, 200	
	62	432, 100	510, 100	570, 100	
	63	432, 400	510, 800	571, 000	
	64	432, 700	511, 500	571, 900	
	65	433, 000	511, 900	572, 700	
	66		512, 500	573, 600	
	67		513, 100	574, 500	
	68		513, 600	575, 400	
	69		514, 100	576, 200	
	70		514, 600	577, 100	
	71		515, 100	578, 000	
	72		515, 600	578, 900	
	73		516, 000	579, 700	
	74		516, 500		
	75		516, 900		
	76		517, 300		
	77		517, 800		
	78		518, 400		
	79		518, 900		
	80		519, 300		
	81		519, 800		
	82		520, 400		
	83		521, 000		
	84		521, 500		

	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考　この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

第１４条の７第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改め、同項第３号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第３条　相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成１５年相模原市条例第３９号)の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
１	４１９，０００
２	４７０，０００
３	５２５，０００
４	５９３，０００
５	６７７，０００

第８条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

第４条　相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第５条　相模原市学校職員の給与に関する条例(平成２８年相模原市条例第２８号)の一部を次のように改正する。

第９条第１項及び第１０条第１項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削る。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１(第４条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	219,200	239,700	332,900	374,700	467,400
	2	221,200	241,900	334,400	376,400	468,700
	3	223,100	244,100	335,800	378,200	469,900
	4	224,900	246,500	337,200	380,100	471,300
	5	227,300	248,500	338,500	381,900	472,300
	6	229,400	250,800	340,100	383,400	473,500
	7	231,600	253,100	341,800	385,200	474,700
	8	233,800	255,200	343,600	386,900	475,800
	9	236,000	257,400	345,500	388,300	476,900
	10	238,400	259,600	347,600	389,900	478,200

	11	240, 700	261, 800	349, 600	391, 500	479, 200
	12	243, 000	264, 100	351, 800	393, 100	480, 300
	13	245, 500	266, 400	353, 800	394, 700	481, 600
	14	247, 800	268, 000	356, 000	396, 400	482, 600
	15	250, 100	269, 500	358, 000	398, 000	483, 800
	16	252, 400	271, 000	359, 900	399, 700	484, 900
	17	254, 800	272, 600	361, 900	401, 200	486, 000
	18	256, 500	273, 800	363, 600	402, 800	487, 000
	19	258, 300	274, 800	365, 300	404, 300	487, 800
	20	260, 100	275, 900	366, 900	405, 800	488, 500
	21	261, 900	276, 800	368, 900	407, 100	489, 300
	22	263, 500	277, 800	370, 500	408, 400	490, 100
	23	265, 000	278, 900	372, 100	409, 700	491, 000
	24	266, 500	280, 000	373, 700	411, 500	491, 800
	25	267, 800	281, 100	375, 400	412, 600	492, 600
	26	268, 900	282, 700	377, 300	413, 600	493, 400
	27	270, 000	284, 400	379, 300	414, 800	494, 200
	28	271, 200	286, 000	381, 300	416, 300	495, 000
	29	272, 300	287, 400	382, 800	417, 500	495, 700
	30	273, 200	289, 600	384, 800	418, 600	496, 500
	31	274, 100	291, 900	386, 700	419, 900	497, 300
	32	275, 100	294, 200	388, 600	421, 400	498, 100
	33	276, 100	296, 400	390, 100	422, 800	498, 800
	34	277, 200	298, 700	391, 700	423, 900	499, 600
	35	278, 200	300, 900	393, 400	425, 400	500, 400
	36	279, 300	303, 000	395, 100	426, 800	501, 200
	37	280, 400	305, 200	396, 400	427, 800	501, 900
	38	281, 400	307, 100	397, 600	429, 100	502, 700
	39	282, 600	309, 000	398, 900	430, 400	503, 500
	40	283, 800	310, 700	400, 500	431, 700	504, 300
	41	285, 000	312, 700	401, 800	432, 800	505, 000

	42	286, 000	314, 300	403, 000	434, 000	
	43	287, 000	315, 900	404, 400	435, 100	
	44	287, 900	317, 400	405, 600	436, 000	
	45	288, 900	319, 000	406, 800	437, 200	
	46	289, 900	320, 500	408, 300	438, 300	
	47	290, 700	322, 200	409, 800	439, 300	
	48	291, 600	323, 900	411, 200	440, 300	
	49	292, 300	325, 300	412, 200	441, 200	
	50	293, 100	326, 800	413, 400	442, 200	
	51	293, 900	328, 200	414, 700	443, 200	
	52	294, 700	329, 600	416, 000	444, 100	
	53	295, 500	331, 300	417, 200	445, 100	
	54	296, 200	333, 300	418, 400	446, 200	
	55	296, 700	335, 400	419, 500	447, 400	
	56	297, 600	337, 700	420, 600	448, 400	
	57	298, 200	339, 500	421, 900	449, 400	
	58	298, 900	341, 600	423, 000	450, 400	
	59	299, 600	343, 600	424, 200	451, 400	
	60	300, 300	345, 800	425, 200	452, 300	
	61	301, 000	347, 900	426, 400	453, 200	
	62	301, 700	349, 900	427, 300	453, 900	
	63	302, 400	351, 700	428, 300	454, 600	
	64	303, 000	353, 700	429, 300	455, 300	
	65	303, 700	355, 400	430, 000	455, 900	
	66	304, 400	357, 200	431, 000	456, 600	
	67	305, 100	358, 800	432, 100	457, 300	
	68	306, 000	360, 400	433, 100	457, 900	
	69	306, 700	362, 200	433, 800	458, 700	
	70	307, 700	364, 200	434, 600	459, 400	
	71	308, 600	366, 100	435, 500	460, 000	
	72	309, 600	368, 000	436, 400	460, 800	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	310,400	369,700	437,200	461,300	
	74	311,000	371,700	438,100	461,900	
	75	311,700	373,600	438,900	462,400	
	76	312,400	375,600	439,700	463,200	
	77	313,500	377,100	440,300	463,800	
	78	314,400	378,600	441,000	464,400	
	79	315,400	380,200	441,700	465,000	
	80	316,300	381,700	442,400	465,400	
	81	317,100	383,000	443,000	465,700	
	82	318,000	384,400	443,700	466,300	
	83	319,100	385,900	444,400	466,800	
	84	320,000	387,300	445,200	467,400	
	85	320,900	388,400	445,900	467,800	
	86	321,600	389,600	446,700	468,300	
	87	322,400	390,600	447,600	468,900	
	88	323,300	391,600	448,400	469,400	
	89	324,100	392,400	448,900	469,800	
	90	325,000	393,300	449,600	470,400	
	91	325,900	394,400	450,300	471,000	
	92	326,900	395,600	450,900	471,600	
	93	327,400	396,900	451,600	472,000	
	94	328,200	398,000	452,300	472,600	
	95	328,800	399,300	453,000	473,200	
	96	329,400	400,500	453,900	473,900	
	97	329,800	401,400	454,400	474,100	
	98	330,500	402,400	454,800	474,400	
	99	331,200	403,400	455,300	474,900	
	100	332,100	404,300	455,900	475,200	
	101	332,800	405,200	456,300	475,400	
	102	333,800	406,300	456,600	475,700	
	103	335,000	407,300	456,900	476,100	

	104	336, 000	408, 200	457, 200	476, 400	
	105	336, 600	409, 000	457, 800	476, 600	
	106	337, 300	409, 800	458, 200	477, 000	
	107	338, 200	410, 700	458, 400	477, 400	
	108	338, 800	411, 700	458, 900	477, 700	
	109	339, 800	412, 400	459, 300	477, 900	
	110	340, 200	413, 300	459, 800		
	111	340, 600	414, 200	460, 000		
	112	341, 000	415, 000	460, 500		
	113	341, 500	415, 600	460, 800		
	114	341, 800	416, 500	461, 000		
	115	342, 300	417, 500	461, 400		
	116	342, 800	418, 400	461, 700		
	117	343, 200	419, 200	462, 200		
	118	343, 700	419, 900	462, 400		
	119	344, 100	420, 700	462, 700		
	120	344, 500	421, 500	463, 100		
	121	345, 000	422, 100	463, 300		
	122	345, 400	423, 000	463, 500		
	123	345, 900	423, 700	463, 700		
	124	346, 400	424, 400	463, 900		
	125	347, 000	425, 000	464, 300		
	126	347, 400	425, 700			
	127	347, 600	426, 200			
	128	347, 800	426, 800			
	129	348, 000	427, 500			
	130	348, 300	428, 000			
	131	348, 500	428, 500			
	132	348, 700	429, 000			
	133	348, 900	429, 300			
	134	349, 100	429, 900			

	135	349, 300	430, 600				
	136	349, 500	431, 000				
	137	349, 800	431, 500				
	138	350, 000	432, 200				
	139	350, 200	432, 700				
	140	350, 500	433, 400				
	141	350, 700	433, 700				
	142	350, 900	434, 300				
	143	351, 100	434, 800				
	144	351, 300	435, 400				
	145	351, 600	435, 800				
	146	351, 800	436, 200				
	147	352, 100	436, 500				
	148	352, 300	437, 000				
	149	352, 500	437, 300				
	150	352, 700	437, 700				
	151	353, 000	438, 200				
	152	353, 300	438, 500				
	153	353, 500	438, 900				
	154	353, 800	439, 300				
	155	354, 100	439, 700				
	156	354, 400	440, 000				
	157	354, 500	440, 300				
	158	354, 800	440, 600				
	159	355, 100	440, 900				
	160	355, 400	441, 300				
	161	355, 500	441, 900				
	162	355, 800	442, 200				
	163	356, 100	442, 500				
	164	356, 400	442, 900				
	165	356, 500	443, 300				

	166		443,600			
	167		444,000			
	168		444,300			
	169		444,600			
	170		444,900			
	171		445,200			
	172		445,500			
	173		445,900			
	174		446,200			
	175		446,500			
	176		446,900			
	177		447,300			
	178		447,500			
	179		447,700			
	180		447,900			
	181		448,200			
	182		448,400			
	183		448,600			
	184		448,900			
	185		449,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 264,300	基準給料月額 円 305,200	基準給料月額 円 339,300	基準給料月額 円 373,900	基準給料月額 円 461,300

備考

1　この表は、教育職員に適用する。

2　この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が４級又は５級であるものの給料月額及び基準給料月額は、この表の額に４，０００円を加算した額とする。

別表第２（第４条関係）

学校事務職給料表

職員の区分＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	247,700	284,000	327,600	347,000
	2	202,600	248,800	285,000	329,200	348,900
	3	203,800	250,000	286,000	330,700	350,700
	4	204,900	251,200	287,000	332,200	352,600
	5	206,000	252,400	288,000	333,700	354,600
	6	207,100	253,800	289,000	335,300	356,400
	7	208,200	255,200	290,000	337,000	358,300
	8	209,300	256,600	291,000	338,800	360,200
	9	210,400	257,600	291,800	340,100	362,000
	10	212,100	258,700	292,800	341,900	363,800
	11	213,800	259,900	293,800	343,600	365,700
	12	215,500	260,900	294,800	345,400	367,600
	13	217,000	261,800	295,800	346,400	369,300
	14	218,700	263,000	296,800	348,200	371,000
	15	220,400	264,100	298,000	350,000	372,700
	16	222,100	265,300	299,200	351,700	374,300
	17	223,600	266,600	300,300	352,900	375,800
	18	225,200	267,700	301,600	354,600	377,400
	19	226,900	268,800	302,900	356,400	379,000
	20	228,600	269,800	304,200	358,100	380,600
	21	230,100	270,700	305,200	359,100	382,100
	22	231,900	271,900	306,400	360,900	383,600
	23	233,700	273,100	307,700	362,700	385,100
	24	235,500	274,100	309,100	364,500	386,600
	25	237,200	275,200	310,300	365,500	388,400
	26	238,600	276,200	311,800	367,100	390,100
	27	240,000	277,200	313,400	368,700	391,900
	28	241,400	278,200	315,000	370,400	393,600
	29	242,600	278,900	316,400	371,600	395,000

	30	243,700	279,600	317,900	373,400	396,200
	31	244,700	280,200	319,100	375,100	397,500
	32	245,700	280,800	320,600	377,000	398,800
	33	246,800	281,600	321,800	377,900	400,100
	34	247,900	282,400	323,200	379,200	401,000
	35	248,900	283,100	324,500	380,700	402,100
	36	249,900	283,800	325,900	382,100	403,100
	37	250,900	284,500	327,200	383,400	403,700
	38	251,700	285,400	328,400	384,200	404,600
	39	252,500	286,100	329,500	385,400	405,500
	40	253,400	286,800	330,600	386,300	406,300
	41	254,100	287,600	331,700	387,200	407,000
	42	254,800	288,400	332,800	388,300	407,800
	43	255,500	289,100	333,800	389,100	408,600
	44	256,100	290,000	335,000	390,100	409,400
	45	256,600	290,800	335,900	390,900	409,900
	46	257,100	291,600	337,200	391,600	410,600
	47	257,600	292,500	338,500	392,300	411,200
	48	258,100	293,300	339,900	392,900	411,900
	49	258,800	294,200	341,200	393,300	412,300
	50	259,300	295,000	342,700	393,900	412,900
	51	259,900	295,900	344,200	394,600	413,500
	52	260,400	296,800	345,600	395,300	414,200
	53	260,700	297,500	346,900	395,600	414,500
	54	261,200	298,200	347,800	396,200	415,100
	55	261,700	299,000	348,900	396,800	415,700
	56	262,100	299,800	350,000	397,500	416,300
	57	262,400	300,600	350,700	397,800	416,700
定年前再任	58	262,900	301,300	351,400	398,300	417,300
	59	263,300	302,100	352,200	399,000	417,800
	60	263,800	302,900	352,900	399,600	418,400

用短時間勤務職員以外の職員	61	264,100	303,600	353,800	399,900	418,700
	62	264,600	304,200	354,200	400,400	419,200
	63	265,100	304,700	354,800	401,100	419,700
	64	265,500	305,400	355,500	401,700	420,200
	65	265,900	306,000	356,300	402,100	420,600
	66	266,300	306,700	357,000	402,600	421,200
	67	266,700	307,300	357,700	403,200	421,700
	68	267,100	307,900	358,400	403,700	422,300
	69	267,500	308,400	358,800	404,100	422,700
	70	267,900	309,100	359,400	404,700	423,100
	71	268,300	309,700	359,900	405,200	423,500
	72	268,600	310,400	360,500	405,500	423,900
	73	268,900	311,000	360,800	405,900	424,200
	74	269,300	311,300	361,200	406,400	424,500
	75	269,700	311,600	361,500	406,700	424,800
	76	270,100	312,000	362,000	407,100	425,000
	77	270,500	312,200	362,400	407,500	425,200
	78	270,900	312,400	362,900	408,000	425,400
	79	271,300	312,600	363,400	408,400	425,600
	80	271,700	312,900	363,900	408,800	425,700
	81	272,100	313,100	364,200	409,000	425,900
	82	272,500	313,300	364,600	409,300	426,100
	83	272,900	313,700	365,100	409,600	426,300
	84	273,300	313,900	365,500	409,800	426,400
	85	273,700	314,200	365,800	410,100	426,600
	86	274,100	314,400	366,200		
	87	274,500	314,700	366,700		
	88	274,900	315,100	367,100		
	89	275,300	315,300	367,300		
	90	275,700	315,700	367,700		
	91	276,000	316,000	368,200		

	92	276, 300	316, 300	368, 600			
	93	276, 600	316, 500	368, 800			
	94		316, 700	369, 000			
	95		317, 000	369, 400			
	96		317, 400	369, 700			
	97		317, 600	370, 000			
	98		317, 900	370, 400			
	99		318, 200	370, 800			
	100		318, 600	371, 200			
	101		318, 800	371, 700			
	102		319, 000	372, 100			
	103		319, 400	372, 500			
	104		319, 700	372, 900			
	105		319, 900	373, 400			
	106		320, 200	373, 800			
	107		320, 600	374, 100			
	108		320, 900	374, 400			
	109		321, 100	374, 800			
	110		321, 400				
	111		321, 800				
	112		322, 100				
	113		322, 300				
	114		322, 500				
	115		322, 800				
	116		323, 200				
	117		323, 400				
	118		323, 600				
	119		323, 900				
	120		324, 200				
	121		324, 500				
	122		324, 700				

	123 124 125		325,000 325,300 325,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,600	基準給料月額 円 246,800	基準給料月額 円 292,100	基準給料月額 円 315,500	基準給料月額 円 336,300

備考　この表は、小中学校等の事務職員に適用する。

第６条　相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１備考２中「４，０００円」を「８，１００円」に改める。

附　則

(施行期日等)

１　この条例は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、第６条の規定は令和９年１月１日から、第２条及び第４条の規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第１４条の４第２項及び第３項並びに第１４条の７第２項の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第３条の規定(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)及び第５条の規定(相模原市学校職員の給与に関する条例第９条第１項及び第１０条第１項の改正規定を除く。)による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)の規定は、令和８年４月１日から適用する。

(給与の内払)

３　改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例、第３条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第５条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１３７号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

１　改正の内容

（１）相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正（第１条及び第２条関係）

ア　給料の改定

（ア）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表（１） （別表第１）	円 334,582	円 348,018	円 13,436	% 4.02
行政職給料表（２） （別表第２）	311,975	323,038	11,063	3.55
消防職給料表 （別表第３）	342,896	356,754	13,858	4.04
医療職給料表 （別表第４）	465,483	480,383	14,900	3.20
全体	334,911	348,294	13,383	4.00

備考　平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和８年４月１日現在の額

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

区分	平均基準給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表（１） （別表第１）	円 278,644	円 303,692	円 25,048	% 8.99
行政職給料表（２） （別表第２）	257,200	279,700	22,500	8.75
消防職給料表 （別表第３）	263,600	287,800	24,200	9.18

全体	274,253	298,823	24,570	8.96

備考

1　平均基準給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和８年４月１日現在の額

2　令和８年４月１日現在において、医療職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員はいない。

イ　期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.2625	1.2625	2.525	1.2625	1.2875	2.55
				1.275	1.275	2.55
特定幹部職員	1.0625	1.0625	2.125	1.0625	1.0875	2.15
				1.075	1.075	2.15
定年前再任用短時間勤務職員（一般職員）	0.7125	0.7125	1.425	0.7125	0.7375	1.45
				0.725	0.725	1.45
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）	0.6125	0.6125	1.225	0.6125	0.6375	1.25
				0.625	0.625	1.25
任期付短時間勤務職員（一般職員）	1.2625	1.2625	2.525	1.2625	1.2875	2.55
				1.275	1.275	2.55
任期付短時間勤務職員（特定幹部職員）	1.0625	1.0625	2.125	1.0625	1.0875	2.15
				1.075	1.075	2.15

備考　改定後の各区分の欄の上段は令和８年度の支給割合、下段は令和９年度以降の支給割合

ウ　勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計

一般職員	1.0625	1.0625	2.125	1.0625	1.0875	2.15
				1.075	1.075	2.15
特定幹部職員	1.2625	1.2625	2.525	1.2625	1.2875	2.55
				1.275	1.275	2.55
定年前再任用短時間勤務職員（一般職員）	0.5125	0.5125	1.025	0.5125	0.5375	1.05
				0.525	0.525	1.05
定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）	0.6125	0.6125	1.225	0.6125	0.6375	1.25
				0.625	0.625	1.25
任期付短時間勤務職員（一般職員）	1.0625	1.0625	2.125	1.0625	1.0875	2.15
				1.075	1.075	2.15
任期付短時間勤務職員（特定幹部職員）	1.2625	1.2625	2.525	1.2625	1.2875	2.55
				1.275	1.275	2.55

備考　改定後の各区分の欄の上段は令和８年度の支給割合、下段は令和９年度以降の支給割合

エ　初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限額について、２５３，１００円から２５３，８００円に改定するもの

（２）相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第３条及び第４条関係）

ア　給料の改定

区分		給料月額	
		現行	改定後
特定任期付職員	１号給	４０５，０００円	４１９，０００円
	２号給	４５５，０００円	４７０，０００円
	３号給	５０８，０００円	５２５，０００円
	４号給	５７４，０００円	５９３，０００円
	５号給	６５５，０００円	６７７，０００円

イ　期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	0.9625	0.9625	1.925	0.9625	0.9875	1.95
				0.975	0.975	1.95

備考　改定後の欄の上段は令和８年度の支給割合、下段は令和９年度以降の支給割合

ウ　勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	0.8875	0.8875	1.775	0.8875	0.9125	1.8
				0.9	0.9	1.8

備考　改定後の欄の上段は令和８年度の支給割合、下段は令和９年度以降の支給割合

（３）相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正（第５条及び第６条関係）

ア　給料の改定（イの改定を除く。）

（ア）定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表（別表第１）	円 356,199	円 369,861	円 13,662	% 3.84
学校事務職給料表（別表第２）	306,843	319,446	12,603	4.11
全体	354,145	367,763	13,618	3.85

備考

１　表中の金額及び率には、イの加算額を含まない。

２　平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和８年４月１日現在の額

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

区分	平均基準給料月額	平均改定額	平均改定率

	現行	改定後		
教育職給料表 （別表第１）	円 324,219	円 353,162	円 28,943	% 8.93
学校事務職給料表 （別表第２）	268,000	292,100	24,100	8.99
全体	323,416	352,290	28,874	8.93

備考

１　表中の金額及び率には、イの加算額を含まない。

２　平均基準給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和８年４月１日現在の額

イ　加算額の改定

教育職員でその職務の級が４級又は５級であるものに給料として支給する１月当たりの加算額について、４，０００円から８，１００円に改定するもの

２　施行期日等

令和８年１２月１日。ただし、１（３）イに係る規定は令和９年１月１日から、１（１）イ及びウ並びに（２）イ及びウのうち令和９年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は同年４月１日から施行し、１（１）ア及びエ、（２）ア並びに（３）アに係る規定は、令和８年４月１日から適用

議案第１３８号

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和２９年相模原市条例第１号)の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改める。

第２条　相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の１７７．５」を「１００分の１７５」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

提案の理由

本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第１３８号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正（第１条及び第２条関係）

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤の特別職	1.725	1.725	3.45	1.725	1.775	3.5
				1.75	1.75	3.5

備考　改定後の欄の上段は令和８年度の支給割合、下段は令和９年度以降の支給割合

２　施行期日

令和８年１２月１日。ただし、令和９年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和９年４月１日

議案第１３９号

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例

相模原市印鑑条例(昭和５６年相模原市条例第１８号)の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「市長は、」の次に「第９条の引替えその他の事由により第６条第２号に掲げる登録事項について変更したとき又は」を加え、「又は当該」を「若しくは同項の」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月４日から施行する。

提案の理由

印鑑登録システムを地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和３年法律第４０号)に基づく標準化基準に適合させることに伴い、登録事項の変更に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第１３９号関係資料

相模原市印鑑条例の改正の概要

１　改正の内容

登録事項の変更に係る規定の改正（第１１条関係）

市長が印鑑登録票を修正する場合として、印鑑登録証の引替えその他の事由により当該印鑑登録票に登録された登録番号について変更したときを追加するもの

２　施行期日

令和９年１月４日

議案第１４０号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年相模原市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第４条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　市の機関は、法別表の下欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）又は法第９条第１項に規定する準法定事務（以下「準法定事務」という。）を処理するために必要な限度で住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自ら保有するものを利用することができる。

別表第１の５の項中「別表第３の６の項」を「別表第２第３項の表５の項及び別表第３の７の項」に改め、同表に次のように加える。

８　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者情報管理事務」という。）であって規則で定める

	もの
９　教育委員会	住登外者情報管理事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第２第１項中「法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する」を「法定事務又は」に改め、同項の表１８の項中「（以下「児童手当関係情報」という。）」を削る。

別表第２第２項の表１の項中

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第２第３項の表１の項中

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表２の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報で

」を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

」に改

あって規則で定めるもの

」

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

「

め、同表３の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表６の項中

「

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」

を

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改

「

め、同項を同表７の項とし、同表５の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同項を同表６の項とし、同表４の項

の次に次のように加える。

5　教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの

別表第２第３項の表に次のように加える。

8　市長	住登外者情報管理事務であって規則で定めるもの	法定事務若しくは準法定事務又は第２項の表１の項に掲げる事務若しくはこの表１の項から３の項まで、６の項若しくは７の項に掲げる事務に関する住登外者の情報であって規則で定めるもの
9　教育委員会	住登外者情報管理事務であって教育委員会規則で定めるもの	法定事務若しくは準法定事務又はこの表５の項に掲げる事務に関する住登外者の情報であって教育委員会規則で定めるもの

別表第３中６の項を７の項とし、５の項を６の項とし、４の項の次に次のように加える。

5　市長	住登外者情報管理事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの

別表第３に次のように加える。

8　教育委員会	住登外者情報管理事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、令和９年１月４日から施行する。

提案の理由

共通基盤システムに地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づく標準化基準として住登外者宛名番号管理機能を実装させることに伴う個人番号の利用事務に係る規定、個人番号の独自利用事務に係る規定、庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定並びに特定個人情報の

提供に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１４０号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）個人番号の利用事務に係る規定の改正（第４条関係）

市の機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）により個人番号を利用することができる事務（以下「法定事務」という。）又は法定事務に準ずる事務（以下「準法定事務」という。）を処理するために必要な限度で自ら保有する住登外者宛名情報を利用することができることとするもの

※　住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。 ※　住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。 ※　住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。

（２）個人番号の独自利用事務に係る規定の改正（別表第１関係）

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者情報管理事務」という。）を個人番号の独自利用事務として追加するもの

（３）庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正（別表第２第２項の表及び第３項の表関係）

ア　住登外者宛名情報を次に掲げる事務に係る庁内連携（市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号の利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。）ができる特定個人情報として追加するもの

（ア）神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和４４年神奈川県条例第９号）による手当の支給に関する事務

（イ）相模原市医療費助成条例（昭和４９年相模原市条例第１３号）による医療費の助成に関する事務

（ウ）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務

（エ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務

（オ）就学援助に関する事務

（カ）重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務

（キ）軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務

イ　住登外者情報管理事務を庁内連携ができる事務として追加し、法定事務及び準法定事務並びにア（ア）から（キ）までに掲げる事務に関する住登外者の情報を庁内連携ができる特定個人情報とするもの

（４）特定個人情報の提供に係る規定の改正（別表第３関係）

住登外者情報管理事務を他機関提供（市の機関が他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することをいう。以下同じ。）ができる事務として追加し、住登外者宛名情報を他機関提供ができる特定個人情報とするもの

２　施行期日

令和９年１月４日

議案第１４１号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成２４年相模原市条例第６１号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項中「特定非営利活動法人さがみはら市民会議」を「特定非営利活動法人さがみはら市民活動ラボ」に改め、同表特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項中「令和４年１月１日から令和８年１２月３１日まで」を「令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日前に特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成１６年相模原市条例第７号)第１３条の２第２項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称の変更に伴う規定の改正及び指定を更新するための当該寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１４１号関係資料(その１)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

１　改正の内容

（１）個人の市民税の控除対象となる寄附金(以下「控除対象寄附金」という。)を受け入れる特定非営利活動法人の名称の変更に伴う規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人さがみはら市民会議の名称の変更に伴い、条例で規定する同法人の名称について、特定非営利活動法人さがみはら市民活動ラボに変更するもの

（２）控除対象寄附金を受け入れる期間に係る規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の指定を更新し、同法人が控除対象寄附金を受け入れる期間について、令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日までとするもの

２　施行期日等

（１）施行期日

令和９年１月１日。ただし、１(１)に係る規定は、公布の日

（２）経過措置

令和９年１月１日前に特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成１６年相模原市条例第７号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前の同法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第１４１号関係資料(その２)

特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の概要

代　表　者	稲富　正治
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野５丁目２９番２３号
設立年月日	平成２１年１０月２１日
役員数等	役員５名(理事４名、監事１名) 正会員(個人)２８名
目的	神奈川県及び近隣の住民、学生、事業者及び労働者に対して、精神保健(メンタルヘルス)に関する事業を行い、地域における心身ともに健全な生活、学業及び就業環境に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(１) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (２) 子どもの健全育成を図る活動 (３) 社会教育の推進を図る活動 (４) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (１) 住民、学生、事業者及び労働者に対する精神保健(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 (２) 保健、福祉及び教育の増進を図る心理教育的支援事業 (３) 精神保健(メンタルヘルス)専門職による相談及び査定に関する事業 (４) 精神保健(メンタルヘルス)専門職の能力及び資質向上に関する事業 (５) 精神保健(メンタルヘルス)に関する研究・調査活動等の事業 (６) 精神保健(メンタルヘルス)に関する機関誌・出版物等による広報事業

議案第１４１号関係資料(その３)

特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

１　指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和８年６月１５日から同年７月３１日まで受付を行った(申出数　１法人)。

２　申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和８年９月１４日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

（１）審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(民間事業者１名、税理士１名、中小企業診断士１名、弁護士１名、有識者１名)　計６名

（２）結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成２４年相模原市条例第３１号)第９条第２項において準用する同条例第４条第１項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和８年９月１４日にその旨の答申がされた。

議案第１４２号

相模原市企業等立地促進条例について

相模原市企業等立地促進条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市企業等立地促進条例

（目的）

第１条　この条例は、イノベーションの創出を図る環境を形成するため、立地を行う企業等に対し奨励措置を講ずることにより、企業等の立地の促進及び事業の拡大、企業等の相互の連携、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用を図り、もって将来にわたる持続的な本市経済の成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）イノベーションの創出　科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

（２）立地　次に掲げるいずれかの行為をいう。

ア　市内に事務所等、宿泊施設、工場等その他規則で定める施設を設置し、かつ、当該施設において営業を開始する行為

イ　市内の工業用地の保全活用を図るものとして規則で定める行為

（３）事務所等　事務所又は研究所で規則で定めるものをいう。

（４）宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業の用に供する施設であって、企業等の相互の連携に資するものとして規則で定めるものをいう。

（５）工場等　企業等がその事業の用に供するために設置する工場その他これに類するもの及びこれらに付随する関連施設で規則で定めるものをいう。

（６）企業等　法人(金融商品取引法(昭和２３年法律第２５号)第５条第１項第２号に規定する企業集団及びこれに準ずるものを含む。)又は個人をいう。

（７）奨励措置　次条第１項に規定する不均一課税及び同条第２項の規定による奨励金の交付をいう。

（８）企業等立地重点促進地域　企業等の立地を重点的に促進する地域として、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(平成１４年政令第２５７号)第１条の表相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域の項に定める地域その他の規則で定める地域をいう。

（９）企業等立地促進地域　市内の次に掲げるいずれかの区域、地域又は地区をいう。

ア　都市計画法(昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。)第８条第１項第１号に規定する用途地域の指定のない区域(法第５条第１項に規定する都市計画区域でない区域並びに法第７条第２項に規定する市街化区域及び同条第３項に規定する市街化調整区域(企業等の立地の促進が特に必要と市長が認める地域を除く。)を除く。)

イ　法第９条第１１項に規定する準工業地域

ウ　法第９条第１２項に規定する工業地域

エ　法第９条第１３項に規定する工業専用地域

オ　法第９条第１４項に規定する特別用途地区として定める地区(工業の用に供するために定めた地区に限る。)

カ　法第１２条の５第１項に規定する地区計画(以下「地区計画」という。)の区域(工業の用に供するために定めた区域に限る。)のうち、規則で定めるもの

キ　工業の利便の増進に資すると認める区域として市長が告示する区域

(奨励措置)

第３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税の税率を、当該土地又は家屋に係る立地(前条第２号アに掲げる行為に限る。)の日の属する年の翌年の１月１日(当該立地の日が１月１日であるときは、同日)以後、これらの税が最初に課されることとなる年度から５年度分に限り、相模原市市税条例(平成１６年相模原市条例第７号)第２０条及び第４２条の規定にかかわらず、固定資産税の税率にあっては１００分の０．７、都市計

画税の税率にあっては１００分の０．１５として課税すること(以下「不均一課税」という。)ができる。

（１）企業等が企業等立地重点促進地域又は企業等立地促進地域において事務所等の用に供するために、新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋(増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（２）企業等が企業等立地重点促進地域又は企業等立地促進地域において事務所等の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(新たに取得した土地に新築し、又は増築した場合における家屋(以下「取得地新築等家屋」という。)を除き、増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（３）企業等が企業等立地重点促進地域において宿泊施設の用に供するために、新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋(増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（４）企業等が企業等立地重点促進地域において宿泊施設の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(取得地新築等家屋を除き、増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（５）企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために、新たに取得した土地に家屋を新築し、又は増築した場合における当該土地及び当該家屋(増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（６）企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(取得地新築等家屋を除き、増築した家屋にあっては、増築部分に限る。)で規則で定める要件に該当するもの

（７）企業等が企業等立地促進地域において工場等の用に供するために新たに取得した土地(当該土地の取得時に既に当該土地にある建築物を取得し、又は賃借し、かつ、当該建築物の増築を行わずに、当該建築物を工場等の用に供するものに限る。)で規則で定める要件に該当するもの

２　市長は、立地を行う企業等に対し、予算の範囲内において、規則で定める奨励

金を交付することができる。

(立地計画の認定)

第４条　奨励措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、立地に係る事業計画(以下「立地計画」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、立地計画の提出が不要なものとして規則で定める奨励金の交付を受けようとする者については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による立地計画の提出があったときは、相模原市企業立地等審査会の意見を聴いて、その認定の可否を決定し、当該決定の内容を当該立地計画を提出した者に通知するものとする。この場合において、同審査会が軽微な事項と認めるものについては、同審査会の意見を聴くことを要しない。

３　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による立地計画の認定に当たり条件を付することができる。

(奨励措置の適用の申告等)

第５条　前条第１項の認定を受けた者(以下「認定企業等」という。)は、不均一課税の適用を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申告しなければならない。

２　認定企業等及び前条第１項ただし書に規定する者は、第３条第２項の規定による奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(立地計画の変更等)

第６条　第４条第１項の規定により立地計画を提出した者(同条第２項の規定による通知を受ける前の者に限る。以下「立地計画提出企業等」という。)又は認定企業等は、立地計画の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、立地計画提出企業等にあっては市長に届出をし、認定企業等にあっては市長の認定を受けなければならない。

２　第４条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による認定企業等に対する立地計画の内容の変更の認定について準用する。

３　譲渡、合併、相続その他の理由により立地計画に係る事業が承継された場合において、当該事業の承継を受けた者は、規則で定めるところにより、立地計画提出企業等から事業の承継を受けたときにあっては市長に届出をし、認定企業等か

ら事業の承継を受けたときにあっては市長の認定を受けなければならない。

４　立地計画提出企業等又は認定企業等は、立地計画に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（立地計画の認定の取消し）

第７条　市長は、認定企業等が偽りその他不正な手段により第４条第１項又は前条第１項の認定を受け、当該認定に付した条件に違反し、又は規則で定める事項に該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（失効）

２　この条例は、令和１９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに立地計画の提出又は地区計画に係る都市計画の決定の告示がされた場合の奨励措置については、この条例の規定は、同日後もなおその効力を有する。

（経過措置）

３　失効前の相模原市産業集積促進条例（平成１７年相模原市条例第５６号）附則第２項ただし書の規定により同条例がなおその効力を有することとされる場合における同条例の規定による奨励措置については、この条例の規定は、適用しない。

提案の理由

企業等の立地の促進及び事業の拡大等を図り、もって将来にわたる持続的な本市経済の成長に寄与するため、奨励措置、立地計画の認定等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

議案第１４３号

相模原市企業等立地促進基金条例について

相模原市企業等立地促進基金条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市企業等立地促進基金条例

(設置)

第１条　企業等の立地の促進を図る事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市企業等立地促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第２条　基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

（１）事業の趣旨に添う寄附金の額

（２）一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第５条　基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ

る。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（相模原市産業集積促進基金条例の廃止）

２　相模原市産業集積促進基金条例（平成１７年相模原市条例第５７号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の相模原市産業集積促進基金条例に基づき積み立てられた相模原市産業集積促進基金は、この条例に基づき積み立てられた基金とみなす。

提案の理由

企業等の立地の促進を図る事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

議案第１４４号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和３７年相模原市条例第１７号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市表彰審査委員会の項中「(昭和３５年相模原市条例第１８号)」を削り、同部相模原市企業立地等審査会の項中「相模原市産業集積促進条例(平成１７年相模原市条例第５６号)」を「相模原市企業等立地促進条例(令和８年相模原市条例第　　号)」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　相模原市企業立地等審査会の設置目的は、改正後の別表市長の部相模原市企業立地等審査会の項の規定にかかわらず、失効前の相模原市産業集積促進条例(平成１７年相模原市条例第５６号)附則第２項ただし書の規定により同条例がなおその効力を有することとされる間は、相模原市企業等立地促進条例(令和８年相模原市条例第　　号)の規定による立地計画の認定に関する事項のほか、失効前の相模原市産業集積促進条例の規定による立地計画の認定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとする。

提案の理由

相模原市産業集積促進条例(平成１７年相模原市条例第５６号)の失効及び相模原市企業等立地促進条例(令和８年相模原市条例第　　号)の制定に伴う相模原市

企業立地等審査会の設置目的に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第１４４号関係資料

附属機関の設置に関する条例の改正の概要

１　改正の内容

相模原市企業立地等審査会の設置目的に係る規定の改正（別表関係）

相模原市企業立地等審査会の設置目的を、相模原市企業等立地促進条例（令和８年相模原市条例第　　号）の規定による立地計画の認定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとするもの

２　施行期日等

（１）施行期日

令和９年４月１日

（２）経過措置

相模原市企業立地等審査会の設置目的は、相模原市産業集積促進条例（平成１７年相模原市条例第５６号）の失効に伴う経過措置の規定により同条例がなおその効力を有することとされる間は、１に係る事項のほか、同条例の規定による立地計画の認定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することとするもの

議案第１４５号

相模原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例について

相模原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市財産区管理会条例等の一部を改正する条例

（相模原市財産区管理会条例の一部改正）

第１条　相模原市財産区管理会条例（平成１８年相模原市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

相模原市中沢財産区	相模原市中沢財産区管理会	６人

（相模原市特別会計条例の一部改正）

第２条　相模原市特別会計条例（昭和３９年相模原市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

（相模原市財産区運営基金条例の一部改正）

第３条　相模原市財産区運営基金条例（平成１８年相模原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

（１４）相模原市中沢財産区　相模原市中沢財産区運営基金

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第３項の規定は、令和１０年４月１日から施行する。

（相模原市財産区管理会条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行後最初の相模原市中沢財産区管理会の会議は、第１条の規定による改正後の相模原市財産区管理会条例第６条第１項の規定にかかわらず、市長

が招集する。

（相模原市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第２条の規定による改正前の相模原市特別会計条例に基づく相模原市中沢財産区特別会計の令和９年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。この場合において、同特別会計の同年度の決算上剰余金を生じたときは、同条の規定による改正後の相模原市特別会計条例に基づく相模原市財産区特別会計の令和１０年度の歳入に編入するものとする。

（相模原市財産区運営基金条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の日の前日までに、相模原市中沢財産区議会定例会に関する条例等を廃止する条例（令和８年相模原市条例第７０号）による廃止前の相模原市中沢財産区運営基金条例（平成１９年相模原市条例第３１号）に基づき積み立てられた相模原市中沢財産区運営基金は、第３条の規定による改正後の相模原市財産区運営基金条例に基づき積み立てられた相模原市中沢財産区運営基金とみなす。

提案の理由

相模原市中沢財産区の議会の財産区管理会への移行に伴い、財産区管理会の設置及び組織に係る規定の追加、特別会計の設置に係る規定の削除並びに運営基金の設置に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第１４５号関係資料

相模原市財産区管理会条例等の改正の概要

１　改正の内容

（１）相模原市財産区管理会条例の一部改正（第１条関係）

相模原市中沢財産区に財産区管理会（以下「中沢財産区管理会」という。）を設置し、その委員数を６人とするもの

（２）相模原市特別会計条例の一部改正（第２条関係）

相模原市中沢財産区特別会計を廃止するもの

（３）相模原市財産区運営基金条例の一部改正（第３条関係）

相模原市中沢財産区運営基金を設置するもの

２　施行期日等

（１）施行期日

令和９年４月１日。ただし、１（２）及び２（２）イに係る規定は、令和１０年４月１日

（２）経過措置

ア　令和９年４月１日以後最初の中沢財産区管理会の会議は、市長が招集することとするもの

イ　相模原市中沢財産区特別会計の令和９年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例によることとし、同特別会計の同年度の決算上剰余金を生じたときは、相模原市財産区特別会計の令和１０年度の歳入に編入することとするもの

ウ　廃止前の相模原市中沢財産区運営基金条例（平成１９年相模原市条例第３１号）に基づき積み立てられた相模原市中沢財産区運営基金は、改正後の相模原市財産区運営基金条例に基づき積み立てられた相模原市中沢財産区運営基金とみなすこととするもの

議案第１４６号

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１７日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例（令和７年相模原市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

附則第１項中「令和９年１月１日」を「令和１０年７月１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立小原の郷の改修及び増築に係る工事の着工日の変更による工事期間の見直しに伴い、施行期日に係る規定を改正いたしたく提案するものである。